

●香川県監査委員公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年8月30日

香川県監査委員 林 獻
同 大 西 均
同 香 川 芳 文
同 高 城 宗 幸

1 監査対象部局 人事委員会事務局

2 監査対象年度 平成27年度

3 監査の概要

監査対象機関 監査年月日

人事委員会事務局 平成28年5月31日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ適正な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

自家用車を使用した出張について、旅費の支給漏れがあった。

(3) 検討指示事項

該当事項なし